

令和 4年 9月14日

再 申 入 書

〒871-0105

大分県大分市西鶴崎1-7-17

株式会社アメイズ

代表取締役 穴見賢一 殿

〒790-0952

愛媛県松山市朝生田町七丁目2番22号 大興ビル305号

適格消費者団体 特定非営利活動法人えひめ消費者ネット

理事長 野垣 康之

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

御社より、令和4年8月12日付の回答をいただきました。ありがとうございます。
この回答を踏まえて、確認事項と改めて検討していただきたい事項がございます。

1. 一方的な条件付加について

前回の申入書で、宿泊客に示された書面に「滞在中及びチェックアウト後に新型コロナウイルス陽性が判明した場合、お部屋の消毒及び備品等の交換に関わる費用（69,300円／税込）を別途ご請求させていただきます。」と契約時に示していない条件を示したて、契約時に示されていない条件を一方的に付加することで許されない、ということをご指摘させていただきました。

この点の改善・変更等について、回答書では明確に示されておりませんが、このような運用は中止された、という理解でよろしいでしょうか？

2. 案内文の内容について

回答書の中で御社は「新型コロナウイルスに感染している疑いがあるにも関わらず宿泊し、滞在中及びチェックアウト後に陽性が判明した場合には特別清掃等の費用を負担して頂く場合がある」と述べられております。

前回の申入書において、宿泊客に対して債務不履行に基づき損害賠償請求が認められるには、宿泊客に帰責事由が必要と説明させていただきました。「新型コロナウイルス感染症の疑い」が認められる場合が、具体的にどのようなものか不明確でありますし、また「疑いが認められる場合」に、常に宿泊客に帰責事由が認められるとも考えられません。

前回もご説明差し上げたとおり、消費者契約法10条は、消費者の義務を制限し又は消費者の義務を加重する条項であって、信義則に照らして消費者の利益を一方的に害するものについては、無効とすることを定めております。修正された案内文についても、御社が宿泊客に求める条件は、民法に照らせば損害賠償請求を認める根拠を欠くにも関わらず、消費者の義務を加重し、信義則に照らせば消費者の利益を一方的に害するものといえ、消費者契約法10条に反して無効であると考えます。

このような条件を宿泊客に求めること自体を取り止めるか、又は案内文の内容変更を再度ご検討くださるよう、お願い申し上げます。

上記2点につき、ご検討の上、貴社の見解や対応につき、令和4年10月14日までに、当法人宛、書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

敬具

【参照条文】

・消費者契約法

第10条 消費者の不作為をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

〈本件に関する問い合わせ先〉

弁護士 野垣康之

〒790-0001 松山市一番町 4-1-16

ANNBILL3 階野垣法律事務所

TEL : 089-913-1266 FAX : 089-913-1277